

令和6年度

第10回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和6年12月10日（火）

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第10回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和6年12月10日(火)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場第本庁舎 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年12月10日 午後1時30分	会 長	杉下 和治		
	閉 会	令和6年12月10日 午後1時53分	会 長	杉下 和治		
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 26名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	北川 浩臣	○	14	田崎 洋一郎	○
	2	池上 勇一郎	○	15	村田 新一	○
	3	藤原 ルミ子	○	16	宮原 久子	○
	4	北崎 一英	○	17	中村 好文	○
	5	深松 守	○	18	田中 伸明	○
	6	稲富 裕二	○	19	濱田 定武	○
	7	中村 幸二	○	20	廣瀬 孝喜	○
	8	竹下 正男	○	21	松本 廣幸	○
	9	恒松 純生	○	22	藤本 勇二	○
	10	宮原 範行	○	23	緒方 信三	○
	11	的射場 洋一	○	24	谷川 新二	○
	12	橋口 京美	○	25	井手 久美子	○
	13	西野 雅倫	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	17番 中村 好文		18番 田中 伸明			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	主 幹 大岩 亜記		主 幹 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画(第12回)の決定について 日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(第5回)の決定について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会主幹（大岩 亜記君）** 定刻になりましたので、それでは、開会いたします。起立願います。礼。着席。ただいまから令和6年度第10回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。やっとならしい、気候になりまして、天気が続いておりますので、よかったかなと思っております。朝の御飯はしっかり食べてですね、仕事に励んで頂きたいと思います。それから、あさぎり駅前にツリーがきれいなのがありますので、たまには、夜出かけてください。よろしく願います。それでは本日の出席委員は26名中26名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、17番、中村好文委員。18番、田中伸明委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は2ページから3ページです。今回は13件の合意解約です。解約理由について、92番から93番は第三者貸付けのため、94番から95番は経営規模縮小のため、96番から97番は契約内容変更のため、98番から101番は利用権設定移行のため、102番は自作のため、103番から104番は所有権移転のためとなっています。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は4ページから7ページです。今回は、地区担当農業委員による現地確認により、7筆の農地を非農地と判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、岡原地区、田、1筆、151㎡。岡原地区、畑、2筆、728㎡。免田地区、田、3筆、540.88㎡。免田地区、畑、1筆、232㎡です。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（大岩 亜記君） はい。それでは説明いたします。資料は8ページからになります。今回は5件の審議をお願いいたします。申請番号23番について、資料10ページを御覧ください。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町外の個人です。移転する土地は1筆で、地目は台帳・現況ともに田、面積は1,213㎡です。移転する契約は反当たり30万円の売買による所有権移転です。資料12ページを御覧ください。譲受人は申請地にWCSを栽培される予定です。

次に、申請番号24番について、資料18ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で、地目は台帳・現況ともに田、面積は1,730㎡、移転する契約は贈与による所有権移転です。資料20ページを御覧ください。譲受人は申請地に水稻を栽培される予定です。

次に、申請番号25番について、資料26ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で、地目は台帳・現況ともに畑、面積は110㎡、移転する契約は反当たり40万円の売買による所有権移転です。資料28ページを御覧ください。譲受人は、申請地にタマネギを栽培される予定です。

次に申請番号26番について、資料34ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人です。移転する土地は1筆で、地目は台帳・現況ともに畑、面積は579㎡、移転する契約は総額15万円の売買による所有権移転です。資料36ページを御覧ください。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。

次に申請番号27番について、資料42ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は2筆で、地目は台帳・現況ともに畑、面積は合計で473㎡、移転する契約は総額25万円の売買による所有権移転です。資料44ページを御覧ください。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て見て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号23番の案件について、3番委員の藤原委員より、申請番号24番の案件について、21番委員の松本委員より、申請番号25番の案件について、5番委員の深松委員より、申請番号26番の案件について、23番委員の緒方委員より、申請番号27番の案件について、12番委員の橋口委員より報告をお願いします。

○3番委員（藤原 ルミ子君） 3番藤原です。農地法第3条の規定による許可申請に関する申請番号23番の案件について、午前中に実施した現地調査の結果を報告いたします。資料16ページの地図を御覧ください。申請地の場所は塚之協団地から南200メートルの高台にあります。譲渡人は町内の個人で、譲受人は町外の個人です。譲受人の住所は高松市であります。現在は熊本市内に住んでおられ、時々こられ作業されております。ここにはWCSを作付予定です。皆様の御審議方よろしくお願ひいたします。

○21番委員（松本 廣幸君） 21番松本です。申請番号24番、3条申請について、現地の状況を説明します。資料は、8ページと17ページから24ページになります。24ページを御覧ください。国道219号線、黒田地区、あさぎりこども園より南側、上地区方面へ約600メートルほど行った農地になります。現在、稲を刈った後でした。譲渡人と譲受人は親族関係で、以前より譲受人が耕作されていて、そのままの贈与という3条申請でした。協議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○5番委員（深松 守君） 5番深松です。午前中の現地確認を説明したいと思ひます。申請番号25番の

案件について御説明いたします。ページは、32ページを御覧ください。須恵文化ホールから南西に500メートルほど離れた、山間の中にあります。31ページですが、申請地の隣の畑が、今回、申請を上げられている方のお父様が耕作されているとのことで、ここを1枚の畑として作りたい御意向で申請がなされたそうです。譲受人、譲渡人、どちらも同じ名字ではございますが、親戚関係ではございません。隣の田んぼの娘さんが嫁がれて名前が同じになったそうです。何分、畑もきれいに耕作されて、現状、何も問題ないと思いますので、御審議方よろしくお願ひします。

◎23番委員(緒方 信三君) 23番委員の緒方です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号26番の案件について、午前中現地調査の結果を報告します。資料は33から40ページになります。40ページを御覧ください。場所は、JAくまあさぎ支所から南に約400メートルぐらいのところになります。申請人の譲渡人は町外の個人の方、譲受人は町内の個人の方、売買による所有権移転になります。現在、畑には野菜など作付けされており、今後も野菜を作付けされる予定です。何ら問題ないと思います。皆さん方の御審議方よろしくお願ひします。以上です。

◎12番委員(橋口 京美君) 12番委員の橋口です。農地法第3条の規定による、許可申請について、申請番号27番の案件、午前中現地調査の結果を報告します。資料は41ページから48ページになります。48ページを御覧ください。場所は、せきれい館から北西300メートル行ったところにあります。現地は今何もつくられていなかったのですが、家庭菜園として利用されるとのことです。譲渡人は町内の個人の方、譲受人も町内の個人の方で、お2人は隣近所ということと、譲渡人が高齢ということで、特に問題はないと思いますので、皆様方の御審議方よろしくお願ひします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号28番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号23番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号23番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号24番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号24番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号24番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号25番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号25番の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号25番の案件については、

原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号26番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号26番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号26番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号27番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号27番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員、賛成多数です。したがって、申請番号27番の案件については原案のとおり決定いたしました。農地法3条の審議が終わりましたが、3条について何か質問等があれば、今、質問してもらっても構いませんが、分からない点、よろしいですか。はい。よろしくをお願いします。

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画(第12回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画(第12回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は50ページから御覧ください。50ページ上段の415番から75ページ上段の465番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。76ページ上段の466番から78ページ上段の468番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。78ページ下段の469番から81ページ上段の473番までは、新規の賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は82ページから85ページです。今回の申請は3件です。45番から47番は農業公社が買入れするものです。45番の買入れ価格27万7,897円。46番の買入れ価格55万円。47番の買入れ価格50万円です。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農用地利用集積計画(第12回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画(第12回)についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(第5回)の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第5回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） はい。それでは説明いたします。87、88ページを御覧ください。3番、4番、6番、10番は、利用権設定からの切替えによる農地中間管理事業による賃借権の設定です。5番、7番、8番、9番、11番は、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。89ページから91ページにかけて、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第5回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第5回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

●農業委員会主幹（大岩 亜記君） 起立願います。礼。

閉会 午後1時53分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 17番 中村 好文

あさぎり町農業委員会 署名委員 18番 田中 伸明